

従業員が考えた 「アイデア」は 誰のもの??

～職務発明制度と社内規程整備のポイント～

参加費..無料
(交流会は千円)

従業員のアイデアやデザインは、当然会社のものになるとお考えではありませんか？

実は、あらかじめ「社内規程」を整備しておかないと、従業員のアイデアやデザインについての権利は従業員に帰属し、会社は権利を取得することができなくなるおそれがあるのです。また、従業員に与えるべき「相当の利益」についても、適切に決めておかなければ、従業員との間で紛争が生じるリスクがあります。

本セミナーでは、社内規程がない場合のリスク、策定の手順やポイントなどを、平成27年特許法改正やガイドラインを解説しながら、弁護士がわかりやすくお伝えします！

定員..30名
(先着順)

講師は、角川(かくがわ)博美先生です(弁護士:北浜法律事務所・外国法共同事業)

開催日時:平成30年 **10月24日(水)** 18:30~20:00(セミナー)
20:00~21:00(交流会)

会場:ものづくりビジネスセンター大阪(MOBIO)北館3階 309号室
東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪(近鉄 けいはんな 線「荒本駅」下車5分)

申込方法:インターネット 又は FAX (インターネットはQRコード/FAXは下記申込書をご利用ください)
お問合せ:ものづくりビジネスセンター大阪(MOBIO)(山崎・藤原)TEL 06-6748-1052



参加申込書 : FAX 06-6748-1062 ※お一人ずつお申し込みください。切り取らずこのままFAXして下さい。

参加者氏名		企業名 部署・役職	
電話番号		FAX番号	
e-Mail			
住所			
交流会	※ 交流会は20:00より交流スペースにて立食・軽食スタイルで開催します。(会費おひとり様1,000円) <input type="checkbox"/> 参加する <input type="checkbox"/> 参加しない		

※参加申込にかかる個人情報には本セミナーの運営および各種セミナー等の案内に利用させていただきます。